

第11章 実効性と正当性の確保

11-1 実効性の確保のための手法

- (1) 信頼醸成によるコミュニケーションの円滑化
- (2) 利益調整—政府間利益調整と国内的利益調整
cf. 「事実上の補償措置」：酸性雨対策の国内大気汚染対策としての効果、省エネ
- (3) 能力建設のための援助
- (4) 制裁

相互主義 (reciprocity) に基づく制裁

メンバーシップ制裁 (「村八分」)

継続的ゲームにおけるしっぺ返し戦略

制裁という手段は現実にはなかなか適用が難しい—制裁の適用が難しい理由：非均一性、信頼性、コスト配分、履行確認情報不足、関係継続性

ピアプレッシャーというソフトな制裁

スマート・サンクションの試み

11-2 実効性の評価

- (1) 評価基準

合意の「深さ」の問題

- (2) 評価の対象

国家の行動の変化に注目するのか、企業等の民間主体の行動の変化に注目するのか

- (3) 乖離の許容度
- (4) 環境条件の変動の影響
- (5) 寄与度の評価—複数の主体の行動の複合的相互作用

11-3 国際行政における評価制度の試み

- (1) 国際援助行政におけるロジカル・フレームワーク

目標 (goal)、目的 (purpose)、アウトプット (output)、活動 (activities)

- (2) アウトカム測定 of 課題

比較的可能である分野 (難民、保健等) と、なかなか困難である分野 (開発、人権等)

評価が容易になるように国際ルールの在り方自体を工夫する場合も (船舶：排出基準→技術設備基準)

- (3) 評価制度運用の課題

評価を自己目的化することは危険

例：安全保障分野—フォーラムの提供という政治的機能あるいは正統化機能

事前評価に関しては「無知」も重要

11-4 正当性の確保と公平性

- (1) 大国と中小国—制裁を大国に対して行うことは実質的に不可能に近い
- (2) 制裁実施の非均一性—制裁のコストの分担メカニズム

11-5 アカウンタビリティ—確保のメカニズム

- (1) 非政府組織のアカウンタビリティ

cf. 「シビル・アカウンタビリティ」

- (2) 政府間組織のアカウンタビリティの確保—「民主化」の必要？

「市民社会フォーラム (Forum of Civil Society)」

「国連議員総会 (UN Parliamentary Assembly)」

各々1票を持つ主権国家という単位の人口・経済的規模が、不均一であるという問題

(3) アカウンタビリティ確保のメカニズムとしての国
総会や各理事会を活性化することが重要

(4) アカウンタビリティメカニズムの対象としての国
加盟国は外在的な評価者ではなく、国際組織への貢献を評価されるべき被評価者である面

(5) 誰に対するアカウンタビリティの確保か？－異議申立手続の場合
「委任 (delegation) モデル」：委任者に対して
「参加 (participation) モデル」：非影響者に対して

国際援助における評価制度－受益者 or 援助国の納税者に対するアカウンタビリティ
二重のアカウンタビリティ確保という課題

世界銀行等における「異議申立手続」
インスペクションパネル－世界銀行のプロジェクトによって負の影響を受けた2人以上の
グループ（被影響住民を代弁していることを立証できれば当該地域における団体が代行
して申立を行うことも可能。国際的団体については、被影響住民を代弁していること
に加え、当該地域に代行できる団体が不存在であることを立証することが必要）等が世界
銀行のポリシー・手続の不遵守により被害が発生した場合に申立を行うことができる
性格：理事会に対して世界銀行事務局本体をアカウントブルにするための手段 or 紛争解決
を通して現地社会におけるアカウンタビリティ確保を図る手段

第12章 安全保障

12-1 紛争解決・紛争管理と平和活動の課題

ガルトゥング：行動コントロール (behavior control)、紛争解決 (conflict resolution)

ザートマン：紛争解決、紛争管理

平和活動 (peace operation)：紛争予防、平和創造、平和維持、平和構築

課題

「準国家」「破綻国家」

民軍関係の重要性

秩序維持・平和維持と一定の価値に基づく正義のディレンマ

一定の兵力の必要－地域組織との連携

新たな課題：非伝統的安全保障：健康危機管理、人道、サプライチェーン・ロジスティクス、
経済安全保障、エネルギー安全保障・・・－相互作用としての複合リスク管理問題

cf.事例3

12-2 平和維持活動の展開

(1) 国際連合における平和維持活動の原型

平和維持活動の原型：紛争当事者間に国際部隊を配置することで、平和の維持を図る
関係国政府の同意

紛争当事者の一方的行為を抑止する手段として国際部隊等の国際的プレゼンス確保、
部隊構成は中立性を確保するため安全保障理事会常任理事国や特別利害を持つ国を排除
1956年7月スエズ動乱：エジプトとイスラエルとの間に介在する部隊「国連緊急軍(UNEF)」
1958年10月：「UNEFの設置及び活動に基づく経験の研究摘要」(A/3943)：基本原則提示
(2) ガリ事務総長の下での「平和への課題」と「続編」

1992年1月：「平和への課題」(A/47/277-S/24111)

予防外交、平和創造（憲章7章制裁措置も有り）、平和維持、平和構築という4段階の活動
軍事的制裁：こうした行動も辞さないという選択権を持つことが肝要

停戦が合意されても守られないことへ対応するため、安全保障理事会が、明確に定義され
た状況においては、その委任事項を事前に明記したうえで、通常平和維持軍よりも重
装備な平和実施部隊の利用を考慮するよう勧告した。

平和維持活動：文民の政務担当者、人権監視員、選挙担当員、難民・人道的援助専門家、
警察官などが、軍事要員に劣らぬ中心的な役割を演じることが必要となっている

平和構築：紛争当事者の武装解除、秩序の回復、兵器の管理および可能ならばその破棄、
難民の送還、治安維持要員用の諮問および訓練面での援助、選挙の監視、人権擁護努力
の強化、政府機関の改革あるいは強化、公式および非公式の政治参加過程の促進など
平和実施部隊のソマリアにおける失敗

1995年1月：「平和への課題 追補」(50/60-S/1995/1)

安全保障理事会が実施任務を加盟国グループに委ねた場合のメリットとデメリット
指揮統一の問題

平和実施部隊の活用については慎重な態度⇒実務の多くはNATOに

(3) ブラヒミ報告

2000年：「国連平和活動に関するパネル報告」(A/55/305-S/2000/809)

「どれだけの善意をもってしても、信頼できる兵力を展開できる根本的能力に代わることはできない」—一定の軍事的な能力確保の主張

被害者と加害者との区別を躊躇したことが、1990年代に国際連合平和維持の地位と信頼が
失墜した最大の原因

複合型の平和維持活動

平和維持要員と平和構築要員の連携が重要、「即効性プロジェクト」

情報活動重視

「迅速で効果的な展開能力」

実際に、PKOと軍事活動を連続的にとらえる傾向

(4) 最近の平和維持活動の展開

1990年代後半には規模を縮小したが、その後、再度、2004年以降急増

地域組織の役割が拡大

発展途上国からの要員派遣が多い